

# 関西電力の火力発電所等での、定期事業者検査記録 データ改ざん・ねつ造発覚にあたっての申し入れ

若狭連帯行動ネットワーク

関西国際空港エネルギーセンターのコジェネレーションシステムで、品質記録および定期事業者検査項目に 176 件の不正処理があることが、5 月 31 日発覚したやさきまた、貴社の 11 基の火力発電所等での定期事業者検査の記録の中に、実際に分析していなかったのに記録をねつ造して記入したり、品質記録の記載内容を書き換えたり、管理基準値を書き換えたものが多数見つかりました。貴社の品質管理に関する信頼性の崩壊を自ら明らかにしました。

しかも、14521 枚の記録に 3572 件の不正処理が見つかったことは、記録の不正が貴社の中で常態化していることを意味します。これで安全管理を声高に叫んでも誰が信じるのでしょうか。

地域の電力を一手に独占してきた関西電力の体質を露呈したのです。技術系の出身者が多く、公益企業に勤務し地域の電力に責任を負っている、貴社の社員は、自らが安全性に対して軽視している姿勢を組織的に明らかにしたのです。これで原発を安全に管理し、保証体制を確立しているなどということを誰が信じるのでしょうか。

貴社が大宣伝している「原発に勤務する社員が安全点検に本腰を入れているかのように振る舞っている」貴社の CM はいまや、消費者の目には白々しく映るのみです。

2002 年 8 月に東京電力の原発でのデータ改ざんが発覚して以降、貴社も 11 基の原発の検査記録を調べ、「不正防止策が適切に行われていることを確認した」とする報告書（2003 年 3 月 14 日）をまとめましたが、その調査自身がもはや信頼を失ってしまいました。

貴社らの調査は、データが帳簿どうして合致していることを確かめるだけのものに過ぎないと当初から私たちは批判してきましたが、今回の事態はその私たちの批判をも凌駕するレベルのものであり、記録されたデータそのものの信頼性を崩壊させています。

以下、緊急の申し入れを行いますので、誠実に回答下さるよう強く求めます。要求している各説明については、次回の交渉（8 月 2 日予定）で文書で回答されるよう切に望みます。

B N F L の M O X 燃料ペレット外径データねつ造事件に関し、貴社が昨年 10 月 23 日経済産業省等に報告した「海外 M O X 燃料調達に関する品質保証活動の改善状況について」の冒頭部分において、

「当社は今後の M O X 燃料調達に万全を期すべく、・・・および品質保証の専門家の指導も取り入れ、品質保証活動の改善に取り組んできました。」「品質保証活動をより効果的かつ確実に実施する方法について助言を受けましたので、それらを反映しました。さらに、策定された J E A C 4111- 2003 に基づき、品質マネジメントシステムの充実を図っています。」

と、述べています。今回、原発どころか、火力発電部門において、品質マネジメントシステムそのものが構築できていなかったことが明らかとなった以上、昨年 10 月のこの報告書の結論は基本的にデタラメだったということになるのではないのでしょうか。今回のデータ改ざん・ねつ造問題について、事実関係を説明して下さい。

今回の事態が貴社の品質保証活動の、信頼性を崩壊させるものである以上、高浜原発の M O X 燃料に関し、貴社が 3 月 31 日に原子燃料工業、コモックス社と行った品質保証システムの事前確認を行う基本契約を破棄することが必要だと思いがいかですか。

基本契約、本契約、初期製造、海上輸送での各ホールドポイントに関し、そのシステム監査の結果を説明してください。とくに貴社が自ら約束したように、今回の基本契約締結後、本契約する前に、標準仕様書の「M O X 燃料元請会社が自ら実施すべき B N F L 問題、再発防止対策」の実施状況、標準仕様書の「M O X 燃料元請会社が M O X 燃料成型加工会社を指導する B N F L 問題再発防止対策」の実施状況、ISO 9001:2000 に対する適合状況、JEAC 4111-2003 特有の次の要求事項の適合状況（検査および試験要員の独立の程度を定めること、設計検証は原設計者以外の者が実施すること）等について説明してください。

大飯 3 号の圧力容器上蓋管台の No47、No67 からの 1 次冷却水漏えい事故に関して、それらの抜管調査を早急に行い、その調査結果を説明してください。